

令和2年6月18日

保護者様

部活動の段階的緩和等について

京都府立桂高等学校
校長 角井 弘之

平素は本校の教育活動の推進に何かと御支援、御協力をいただき誠にありがとうございます。

さて、6月1日（月）から生徒、教職員ともに「新しい生活様式」を意識しながら慎重に教育活動を再開いたしました。お陰様を持ちまして大きな混乱もなく無事に2週間が経過いたしました。この度、京都府における新型コロナウイルス感染症対策に係る外出自粛やイベント開催制限等の段階的緩和を受け、裏面のとおり、京都府教育委員会から「部活動の段階的緩和」及び「宿泊を伴う教育活動の実施」について通知がありましたのでお知らせいたします。

つきましては、本校におきましても、下記のとおり、引き続き感染予防対策に努めながら、生徒の状況に応じて段階的に活動を緩和してまいりますので、保護者の皆様方の御理解と御協力をよろしくお願い申し上げます。

なお、今後の感染状況等により、適宜内容が変更されますことを承知願います。

記

1 部活動等については、6月19日（金）から通常の活動を再開し、活動内容についても段階的に緩和する。（緩和基準については別紙1を参照）

- ・ 新たな生活様式等に基づく感染防止策を徹底した上で、通常活動を再開する。
（ただし考査前、考査期間等、生徒の学習機会の保障を優先する。）
- ・ 部活動の再開に伴い、専門学科の「フィールド科学実習」及び「作物販売実習」等についても通常活動を再開する。
- ・ 対外的活動（練習試合等）の実施については、段階を踏まえて実施することとし、その必要性等について学校において事前に判断する。また、参加については、当日に提出させる「対外活動参加届」の内容を各顧問が確認の上、判断し認める。
- ・ 部活動等への参加については、各御家庭において絶対に無理のないように指導をお願いするとともに、遠慮なく欠席の御判断をお願いします。

2 宿泊を伴う教育活動については、8月1日（土）から実施を認める。

（実施に関する留意事項については別紙2を参照）

- ・ 実施については、その必要性や内容等について学校において慎重に判断する。
- ・ 今年度については、原則近畿圏内での実施とし、事前の保護者への説明、参加確認等を徹底する。

別紙 1

府立学校における部活動の段階的緩和について

1 部活動の段階的緩和について

(1) 6月19日（金）より、新たな行動様式に基づく感染防止策（飛沫感染や接触感染のリスク回避）を徹底した上で、通常の活動を再開する。なお、練習時間等は、京都府部活動指導指針を遵守すること。

（平日は3時間程度、土日祝日は4時間程度、休養日は1日以上/週）

(2) 対外的活動（練習試合や合同練習など複数校が集合する活動、校外での活動等）を認めるが、段階を踏まえて実施し、学校として責任を持って実施の必要性を判断すること。

(3) 感染者判明時の追跡に必要なため、自校の参加者（生徒、教職員等）について、次の内容が把握できる書類を各校で保管する。

- ・参加者の連絡先が把握できるもの
- ・参加者の体温や体調の状況が把握できるもの
- ・参加者の行動歴（移動経路や利用交通手段等）が把握できるもの

2 対外的活動の段階について

【6月19日（金）～ 7月9日（木）】

ア ① 参加者数は100名以下とするが、自校を含め2校程度から始め、密集を回避した上で段階的に増やすこと。

② 集団を分けて参加させる等、必要最小限の参加者数とすること。

イ 自校及び近隣の通学圏内での活動から始め、段階的に府内全域での活動へと移行すること。

ウ 他府県の学校との交流は禁止する。

エ 宿泊を伴う活動は禁止する。

【7月10日（金）～ 7月31日（金）】

ア 参加者数に制限は設けないが、不特定多数の集合ではなく、密集を回避した上で、管理できる人数とすること。

イ 原則、近畿圏内での活動を認める。ただし、当該地域の感染状況に留意すること。

ウ 原則、近畿圏内の学校との交流を認める。ただし当該地域の感染状況に留意すること。

エ 宿泊を伴う活動は禁止する。

【8月1日（土）～ 】

ア 参加者数に制限は設けないが、不特定多数の集合ではなく、密集を回避した上で、管理できる人数とすること。

イ 近畿圏外での活動も認める。

ウ 近畿圏外の学校との交流も認める。

エ 宿泊を伴う活動を認める。

3 その他

今後の感染状況等により、上記の内容は変更することがある。

別紙 2

府立学校の宿泊を伴う教育活動の実施について

京都府における新型コロナウイルス感染症対策に係る外出自粛やイベント開催制限等の段階的緩和期間が7月31日を目途に終了することを受け、宿泊を伴う教育活動の実施について、下記のとおりとします。

1 宿泊を伴う教育活動の実施

- (1) 令和2年8月1日以降の実施とする。
- (2) 平成22年3月25日付け2教高第495号「宿泊を伴う教育活動の実施について」に基づいて実施すること。
- (3) 「学校における新型コロナウイルス感染症に関する衛生管理マニュアル～『学校の新しい生活様式』～」等に示す感染防止策を講じること。

2 留意事項

当面は次の事項に留意して実施すること。

- (1) 本人及び保護者の理解を得た上での参加とし、無理に参加することのないよう配慮すること。特に、基礎疾患がある生徒については、主治医や学校医に相談の上、適切に判断すること。
- (2) 活動期間中、毎日の検温と教員による体調管理等、健康観察を徹底すること。
- (3) 貸切バス等での移動にあたっては、マスクの着用、会話の自粛、車内の換気を徹底し、乗車人数を制限するとともに、座席配置を工夫すること。
- (4) 宿泊所の部屋の人数はできる限り少人数とすること。
- (5) 食事は個別の配膳とし、座席配置を工夫すること。入浴についても密を避けるよう配慮すること。
- (6) 余裕を持ったスケジュールとし、生徒・教員の負担とならないよう配慮すること。

3 その他

- (1) 訪問地域及び移動経路上の感染状況等に留意すること。
- (2) 今後の感染状況等により、上記の内容は変更することがある。